

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目7番1号

霞が関東急ビル

東京製鐵株式会社

取締役社長 西 本 利 一

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するように返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ガーデンタワー 鳳凰東中の間
3. 目的事項
報告事項 第105期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

議決事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- (2) 株主総会において議決権を行使するための代理権を証明する方法については、代理権を証明する書面（委任状）を議決権行使書用紙とともに提出する方法によるものとします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、会場受付にて同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tokyosteel.co.jp>）に掲載させていただきます。

添付書類

事業報告（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におきましては、堅調な世界経済を受け、世界の粗鋼生産量が、過去最高のペースとなるなか、海外の鋼材市況は、秋から年末にかけて一時的な軟化はあったものの、総じて高値圏で推移しました。国内におきましては、緩やかな経済成長が続き、首都圏を中心とする都市再開発や、企業の設備投資等、底堅い鋼材需要を背景に、好調な市況が持続しました。

このような状況のもと、当社におきましては、前期と比べて、製品出荷数量が約9%増加するとともに、出荷単価が約1万円上昇いたしました。一方、主原料である鉄スクラップの購入単価は3千円強の上昇に止まり、値幅が大きく拡大したことから、電極・耐火煉瓦をはじめとする諸資材価格や物流費用等の高騰によるコストアップを吸収して、前期を大きく上回る利益を達成することができました。

売上高は、製品出荷価格の上昇と出荷数量の増加により、207,109百万円（前年実績164,137百万円）となりました。営業利益は16,027百万円（前年実績10,475百万円）、経常利益は17,311百万円（前年実績11,803百万円）、当期純利益は15,444百万円（前年実績11,305百万円）となりました。

以上のような次第により、当期の期末配当金について、従来の配当予想を1円増配して1株につき7円とし、既に実施いたしました中間配当とあわせ、年間の配当金を13円といたしたいと存じます。

また、2019年4月23日開催の取締役会において、機動的な資本政策を実施するため、取得株式数115万株、取得価額の総額1,000百万円を上限とする自己株式取得を決議いたしました。

品目別の生産高及び売上高は、次のとおりであります。

品目	生産高		売上高	
	数量	前期比	金額	前期比
	千トン	%	百万円	%
鋼材	2,682	109.9	203,303	125.5
その他	-	-	3,806	181.7
合計	2,682	109.9	207,109	126.2

(2) 資金調達の状況

当期末の借入金残高はありません。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は4,913百万円であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、保護主義的な動きが世界経済の成長を鈍化させるとの懸念があるものの、好調な米国経済や、中国の景気対策等を受けて、世界の鋼材需要は底堅く推移すると期待されます。国内におきましても、首都圏を中心とした都市再開発に加えて国土強靱化関連の公共工事等、鋼材需要は堅調に推移すると見込まれます。

このような状況のもと、当社におきましては、引き続き収益重視の方針のもと、需要に見合った生産を徹底することで製品販売価格の値上げをはかるとともに、営業部門と生産部門の連携を一段と強化して、国内外の製品・原料事情の変化に対し、より迅速・柔軟に対応できる体制の構築に取り組んでまいります。また、高水準が続く鉄鋼生産を背景に、今後とも、主原料である鉄スクラップや諸資材価格の高止まり等が懸念されるなか、全社を挙げて、さらに徹底したコストダウンへの取り組みを、より強力で推進してまいります。

営業面では、引き続き国内外で新規需要先の開拓に努め、電気炉鋼材の特性を活かしたレーザ切断性の高い鋼板や特寸H形鋼の拡販に加え、新たな海外の鋼材規格の取得等を通して、需要ニーズに沿った製品の供給を拡大してまいります。

生産面では、全ての工場で、安全管理体制をさらに強化し、法令遵守を徹底するなかで、引き続き、歩留まりの向上と副原料その他各原材料使用原単位の低減を一段と進める等のコストダウンの取り組みを一層推し進めてまいります。加え

て、全社を挙げての省エネルギーの取り組みに注力しつつ、省エネルギー推進のための設備投資については、引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、2019年4月より、安全・環境活動の充実に加え品質管理の徹底をはかるため全工場に管理部を編成し、製品の高品質維持・向上に注力する体制を整備いたしました。加えて、技術開発部を社長直轄とすることにより、営業部門と生産部門がより密接に連携を行える体制を構築し、顧客ニーズに的確に応える品質の実現を推進するとともに、全社横断的な研究・開発を一層展開し、より幅広い品種を生産できるよう、鋭意取り組んでまいります。

さらに、当社は、2017年6月に、電気炉鋼材の普及を通じて環境の保全に貢献するとの目標を掲げて、「Tokyo Steel EcoVision 2050」を発表いたしました。鉄鋼製品生産1トン当たりの当社のCO₂発生量は、鉄鉱石・石炭を主原料とする場合と比較して概ね四分の一であり、貴重な国内資源である鉄スクラップを付加価値の高い様々な鉄鋼製品へとリサイクルすることにより、「循環型社会」と「低炭素社会」の実現に向けて、一層貢献していく所存であります。

弛まぬコストダウンと品質向上への取り組みをさらに強力に推し進めるなか、条鋼類・鋼板類ともに、多様化する需要家のニーズにお応えしながら、鉄スクラップの高度利用を一段と推進することで、さらなる企業業績の向上をはかるため、全社一丸となって、ますます尽力してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 102 期 2016 年 3 月 期	第 103 期 2017 年 3 月 期	第 104 期 2018 年 3 月 期	第105期(当期) 2019 年 3 月 期
売 上 高	134,159 百万円	121,748	164,137	207,109
当 期 純 利 益	19,156 円	11,140	11,305	15,444
1株当たり当期純利益	129.02 百万円	77.33	78.88	110.03
総 資 産	140,164 百万円	150,366	174,271	185,673
純 資 産	98,243 円	109,203	117,989	125,885
1株当たり純資産額	681.95	758.03	829.80	921.57

(6) 主要な事業内容

電気炉及び連続鋳造設備により鋼片を製造し、これを素材として、鋼板、形鋼、異形棒鋼及び鋼管を生産し、主として指定商社を通じてその販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場

支 店：大阪（大阪市）、名古屋（名古屋市）、九州（北九州市）

営 業 所：岡山（倉敷市）、宇都宮（宇都宮市）

工 場：田原（田原市）、岡山（倉敷市）、九州（北九州市）、宇都宮（宇都宮市）

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
948 名	+8 名	38.1 歳	15.4 年

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2019年3月31日現在）

- ①発行可能株式総数 603,000,000株
- ②発行済株式の総数 136,599,344株（自己株式18,464,905株除く）
- ③株 主 数 11,506名
- ④大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
合 同 会 社 T O S	18,400	13.47
公 益 財 団 法 人 池 谷 科 学 技 術 振 興 財 団	13,000	9.52
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口）	7,225	5.29
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口）	5,047	3.70
池 谷 と し 子	4,621	3.38
池 谷 正 成	4,592	3.36
酒 井 真 美	4,571	3.35
宜 本 興 産 株 式 会 社	4,000	2.93
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,586	1.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,578	1.89

(注) 1. 上記のほか、当社が自己株式18,464千株を保有しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西本利一	取締役社長（代表取締役）	
今村清志	常務取締役（営業本部長）	
足立俊雄	常務取締役（田原工場長）	
奈良暢明	取締役（総務部長）	
小松崎裕司	取締役（大阪支店長）	
國米博之	取締役（岡山工場長）	
兒島和仁	取締役（九州工場長）	
浅井孝文	取締役（営業副本部長兼建材部長）	
川本博己	取締役 監査等委員（常勤）	
松村龍彦	取締役 監査等委員	弁護士
野元三夏	取締役 監査等委員	弁護士 スバル興業株式会社 監査等委員である社外取締役

- (注) 1. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員として川本博己氏を選任しております。
2. 取締役（監査等委員）松村龍彦及び取締役（監査等委員）野元三夏の両氏は、社外取締役であります。
3. スバル興業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
4. 取締役（監査等委員）松村龍彦及び取締役（監査等委員）野元三夏の両氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役の報酬等の額

- ① 取締役（監査等委員を除く。）8名154百万円（当事業年度に係る報酬等）
上記の金額のほか、使用人兼務取締役5名に対し使用人給与相当額115百万円があります。
- ② 取締役（監査等委員）3名21百万円（当事業年度に係る報酬等のうち社外2名9百万円）

(3) 報酬等の決定に関する方針

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役ごとに、その業務執行権・経験等に応じて基準となる年間報酬額を定め、毎年、春季交渉で会社業績を勘案して妥結される従業員賞与の増減を基に決定される管理職年俸額の変動幅を、取締役報酬額の年次ごとの決定にも反映させることで、業績連動の仕組みを取り入れております。取締役（監査等委員）の報酬には、業績変動要因はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員） 松村龍彦

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会 9 回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会 9 回の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。役職員と必要に応じ随時打ち合わせを行うとともに、工場等の往査も行っております。

② 取締役（監査等委員） 野元三夏

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会 9 回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会 9 回の全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。役職員と必要に応じ随時打ち合わせを行うとともに、工場等の往査も行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由

当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第 2 条第 1 項の業務に係る報酬等の額 31 百万円

当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31 百万円

(注) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等に同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査計画の妥当性、監査等委員へのコミュニケーション・報告・回答の妥当性等監査法人としての品質管理の点において問題があると認めた場合には、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査等委員会規程に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款に定める事項、その他重要な会社の決議事項については、取締役会の決議事項として取締役会規程に規定しており、代表取締役を含む業務執行取締役（以下「取締役」という。）は、取締役会決議に基づき、業務を執行するとともに、業務の執行の状況等につき取締役会に報告を行うこととし、取締役相互の職務執行を監督する体制を整備し、運用している。さらに、取締役の職務執行の状況については、各取締役が監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）に、速やかに報告することにより、適切に監査を受ける体制を整備し、これを運用している。加えて、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制の整備に努める。また、適切な企業統治を継続できるよう、法令等の改正の動向等もふまえながら、当社に適合した企業統治の体制を検討し、構築し、及び発展させていくことに努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における議事の経過及びその結果は、取締役会規程に基づき議事録に記載し、出席した取締役及び監査等委員が記名捺印のうえ、10年間本社に保存することとし、これを実施している。

また、インサイダー取引の規制に関する規程により、取締役、監査等委員及び使用人（以下「役職員」という。）がその業務に関して取得する内部情報の管理、役職員の服務等について必要な基本的事項を定めており、これを遵守している。

さらに、役職員が、業務に関して取得する会社の技術上または営業上の有用な情報の管理及び個人情報保護については、内規により、役職員の守秘義務を定めるとともに、本社各部門・部の責任者及び各事業所の責任者がそれぞれの

担当部署の情報管理責任者として管理すること及び総務担当取締役（不在の場合、本社総務部長）が総括情報管理責任者として全社情報管理の推進をはかることを定めているほか、各役職員に対して、外部からの不正アクセス及び外部への情報の流失を回避するための社内情報機器使用上の遵守事項を定め、加えて、情報システム管理規程を整備し、担当取締役が情報システム統括管理責任者として、情報システム管理責任者・情報システム担当者に指示することで、情報システムに関する設備・サービスの利用についての取り決めを全ての情報システム利用部署に周知・徹底して、全社情報システムの信頼性の確保と効率性の向上に努めることとし、これらは遵守されている。

これらの規程については、取締役会により改廃を行うものとしている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

工場における災害・事故等、企業活動の中で生じる可能性のある各種のリスクについては、本社及び各工場で危機管理マニュアルを作成して、予想されるリスクの管理、発生したリスクへの対処方法を定め、これに沿って対応している。

取引先等と基本契約を締結する場合、本社で契約書を締結する場合は本社総務担当部署及び監査等委員が、また、各工場で締結する業務請負契約その他の新規取引については本社総務担当部署、本社関連部署及び監査等委員が、契約内容の妥当性及び法令に違反する事項がないか等の確認を行っている。

重要な資産の購入・廃棄等に関しては、原則として1億円以上の資産については取締役会において、1千万円以上の資産については「投資委員会規程」に基づき、代表取締役を委員長とし複数の取締役で構成される投資委員会において、それぞれ審議のうえ決定している。また、資金の運用に関しては、元本毀損のおそれがある金融取引を行う場合には、取締役会の決議を必要とすることを定めている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程に基づく年間9回の定時取締役会と、必要に応じて開催される臨時取締役会、また、取締役・工場長その他の重要職員で構成される経営会議を年数回行って、年次・四半期及び月次の各決算につき、予算の進捗を把握し、業績の管理を行うとともに、各事業部門が実施すべき具体的な施策を決定し、業務執行の効率化をはかっている。また、それぞれの会議には監査等委員も出席し、取締役の職務の執行が適正に行われていることにつき確認を行っている。また、内部統制システムの整備及び運営状況の確認については、総務担当取締役（不在の場合、本社総務部長）が管掌している。

経営上の最優先課題である安全・環境・品質の特定事項に関しては、事業所

ごとでの推進とあわせて、全社レベルでの意識の高揚と徹底をはかるため、代表取締役を委員長とする中央安全衛生委員会・中央環境委員会・中央品質管理委員会を設けており、監査等委員も出席のもとで、各々年2回開催し、それぞれに調査・研究・審議を行っている。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

本社・工場における業務の分担を定義し、コンプライアンス上の責任の所在を明らかにするため、業務分掌規程を設け、これに基づいて運用を行っている。また、インサイダー取引の規制に関する規程の制定、セクシャルハラスメント防止のための研修・教育を実施すること等により、使用人に対して、法令を遵守することを義務付けるとともに、企業活動に関する各種の法令の周知徹底と教育に努めている。

反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で対応する。

取引先との間で、各種の基本契約書を締結する際には、前述のとおり、本社総務担当部署、本社関連部署及び監査等委員が、契約内容の妥当性及び法令に違反する事項がないか等の確認を行っていることに加えて、営業関係取引先の与信管理については、取引先の信用状況の把握・債権回収期間の短縮・銀行保証または親会社からの連帯保証の取付等を実施するとともに、一度信用不安が発生したまたは発生する恐れが生じた場合の出荷差止め・物品差押さえ等に関する社内対応マニュアルを定めて将来の危険予防体制を構築しており、これに沿って対応している。

監査等委員は、定期的に、本社及び工場の取締役及び使用人と個別面談を行い、法令・定款に反する事項がないか、随時監査を行っている。また、公益通報者保護制度を定め、総務担当取締役（不在の場合、本社総務部長）が公益通報に関する社内通報の窓口となり、通報者からの情報を受け付ける体制を整備し、運用している。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合における当該取締役または使用人に関する事項及び当該取締役または使用人の他の取締役からの独立性に関する事項並びに当該取締役または使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合には、速やかに、相応の体制を整備することとしている。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に係る人事評価・異動のほか、他の取締役からの指示命令の排除等、独立性に関する事項については、監査等委員会の意向を最大限尊重するものとし、監査等委員会から監査業務に関する指示及び命令を受けた取締役または使用人は、その指示及び命令については他の取締役から指示命令を受けないものとしている。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、及び報告を行った者が報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制、並びに監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査等委員に対して、取締役会において業務執行の状況等について報告するとともに、経営会議及び経営上の最優先課題である安全・環境・品質について審議する各委員会への出席を要請することとし、経営上の重要事項についての決定の報告を確実なものとするよう努めている。また、代表取締役及び総務担当取締役（不在の場合、本社総務部長）は、日常より監査等委員と必要に応じて随時打ち合わせを行って、その他の重要な事項についても、監査等委員会に対して速やかに報告できるよう努めている。さらに、本社で行われる日常の監査業務及び定期的に行われる事業所ごとの業務監査を通じて、本社・工場の取締役及び使用人は監査等委員会に対して監査に必要な情報を適宜提供している。

また、取締役及び使用人が監査等委員会及び監査等委員に当該報告を行ったことを理由として、当該取締役及び使用人について不利益な取り扱いをすることを禁じている。

監査等委員会及び監査等委員が職務の執行に必要な費用の前払または立替払の償還を請求した場合、会社が定める手続きに基づき、速やかに支払を実施する体制を整備している。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会及び監査等委員は、監査の実施にあたり、情報収集のため、会社の監査業務を担当する総務部門との連携を密にするとともに、必要と認める場合において、弁護士・公認会計士等の外部専門家と打ち合わせを行うことで、監査の実効性を高めている。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の属する普通鋼電炉業界の大きな特色は、装置産業であることと市況産業であることであります。業界のなかで最新の生産技術を保持し、高い生産性と競争力とを継続的に保ち、成長を続けていくためには、一定の期間において、設備の更新を慎重かつ大胆に実行していく必要があります。市況産業であるため業績が景気変動に大きく左右されやすいなかで、投資を自己の判断で的確なタイミングで行っていくためには、内部留保は極めて重要であり、また、株主の利益を長期的に確保することにもなると考えております。従って、当社は、利益配分の基本方針としては、一定の株主還元を保つという考え方を採るのではなく、総還元性向は業績に応じて決定することを原則といたします。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

2019年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	112,184	流 動 負 債	49,702
現金及び預金	9,174	支払手形	638
電子記録債権	1,596	電子記録債務	2,137
売掛金	19,385	買掛金	27,752
有価証券	51,000	未払金	2,821
商品及び製品	18,452	未払費用	11,456
原材料及び貯蔵品	12,234	未払法人税等	1,134
その他	362	未払消費税等	746
貸倒引当金	△21	前受金	1,903
固 定 資 産	73,489	預り金	190
有 形 固 定 資 産	62,106	賞与引当金	706
建物	7,481	その他	214
構築物	1,488	固 定 負 債	10,085
機械及び装置	16,663	退職給付引当金	5,979
車両及び運搬具	71	資産除去債務	189
工具器具及び備品	2,983	その他	3,916
土地	31,158	負 債 合 計	59,787
建設仮勘定	2,261	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	226	株 主 資 本	122,291
ソフトウェア	214	資本金	30,894
その他	11	資本剰余金	28,844
投資その他の資産	11,156	資本準備金	28,844
投資有価証券	8,847	利益剰余金	79,253
長期貸付金	106	利益準備金	3,863
長期前払費用	56	その他利益剰余金	75,389
繰延税金資産	1,740	圧縮記帳積立金	1,275
その他	405	繰越利益剰余金	74,113
貸倒引当金	△0	自 己 株 式	△16,700
		評価・換算差額等	3,593
		その他有価証券評価差額金	3,593
		純 資 産 合 計	125,885
資 産 合 計	185,673	負債・純資産合計	185,673

損 益 計 算 書

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

科 目	金 額
売 上 高	207,109
売 上 原 価	170,740
売 上 総 利 益	36,369
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	20,342
営 業 利 益	16,027
営 業 外 収 益	1,620
受 取 利 息 及 び 配 当 金	331
そ の 他	1,288
営 業 外 費 用	336
支 払 利 息	25
そ の 他	311
経 常 利 益	17,311
特 別 損 失	944
減 損 損 失	392
固 定 資 産 除 却 損	551
税 引 前 当 期 純 利 益	16,367
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	927
法 人 税 等 調 整 額	△3
当 期 純 利 益	15,444

百万円

株主資本等変動計算書

2018年4月1日から
2019年3月31日まで

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金	
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
当 期 首 残 高	30,894	28,844	28,844	3,863	1,016	60,480	65,361
当 期 変 動 額							
圧縮記帳積立金の積立					316	△316	—
圧縮記帳積立金の取崩					△57	57	—
剰余金の配当						△1,551	△1,551
当期純利益						15,444	15,444
自己株式の取得							—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	258	13,633	13,892
当 期 末 残 高	30,894	28,844	28,844	3,863	1,275	74,113	79,253

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△11,762	113,337	4,651	4,651	117,989
当 期 変 動 額					
圧縮記帳積立金の積立		—			—
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△1,551			△1,551
当期純利益		15,444			15,444
自己株式の取得	△4,937	△4,937			△4,937
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		—	△1,058	△1,058	△1,058
当 期 変 動 額 合 計	△4,937	8,954	△1,058	△1,058	7,896
当 期 末 残 高	△16,700	122,291	3,593	3,593	125,885

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)によっております。

その他有価証券

時価のあるもの…事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ…時価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、半製品、原材料、貯蔵品…月別総平均法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方式)によっております。

未着原材料…個別法に基づく原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方式)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法(リース資産を除く)に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産…定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法(リース資産を除く)法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

長期前払費用…均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額により設定を行っております。

賞与引当金…従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期より費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 396,115百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額(△は戻入)
売上原価 △195百万円

2. 減損損失

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
栃木県宇都宮市	社宅	土地	306百万円
		建物	86百万円
計			392百万円

当社は、事業用資産については事業所毎に、遊休資産については物件単位毎にグルーピングを実施しております。宇都宮工場の社宅用資産については、売却が決定したため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減損額を特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は売却予定価額を使用しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	155,064,249	—	—	155,064,249

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	12,874,521	5,590,384	—	18,464,905

(注) 自己株式の数の増加の内訳は次のとおりです。

単元未満株式の買取による増加 384株
会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく取得による増加 5,590,000株

3. 剰余金の配当に関する事項

① 配当支払額等

イ. 2018年6月27日開催の第104回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 710百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 5円
- ・基準日 2018年3月31日
- ・効力発生日 2018年6月28日

ロ. 2018年10月23日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	840百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	6円
・基準日	2018年9月30日
・効力発生日	2018年11月26日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの
2019年6月26日開催の第105回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	956百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	7円
・基準日	2019年3月31日
・効力発生日	2019年6月27日

4. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	216百万円
退職給付引当金	1,831
資産除去債務	58
減損損失	21,102
繰越欠損金	15,120
その他	316
繰延税金資産小計	38,645
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△15,120
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△19,701
評価性引当額小計	△34,822
繰延税金資産合計	3,822

繰延税金負債

圧縮記帳積立金	△571百万円
その他有価証券評価差額金	△1,510
繰延税金負債合計	△2,082
繰延税金資産（又は負債）の純額	1,740

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用は、取得日から3か月以内に満期の到来するリスクの少ない短期的な預金を中心に行っております。また、設備資金及び長期運転資金として、一部の資金を銀行等金融機関から調達する場合があります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金及び電子記録債権等の営業債権は、顧客の信用リスクに晒されており、輸出取引により生じた外貨建債権については、為替変動の影響を受ける可能性があります。

有価証券及び投資有価証券は、譲渡性預金及び債券並びに株式であり、市場価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、支払手形等は、ほとんどが6か月以内の支払期日であります。一部外貨建債務については、外貨建売掛金の残高の範囲にあるものを除き、為替変動の影響を受ける可能性があります。

デリバティブは、通常の営業過程における輸出取引に伴う外貨建取引の為替の変動によるリスクを回避する目的で、先物為替予約を利用しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金及び電子記録債権等に係る顧客の信用リスクについては、取引先の信用状況の把握・債権回収期間の短縮・銀行保証または親会社からの連帯保証の取付等を実施するとともに、信用不安の発生に備えた社内対応マニュアルによりリスク低減をはかっております。

満期保有目的の債券は、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い国内銀行であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の売掛金については、為替の変動に対して、先物為替予約を利用してリスク低減をはかっております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	9,174	9,174	—
(2) 電子記録債権	1,596	1,596	—
(3) 売掛金	19,385	19,385	—
(4) 有価証券	51,000	51,000	—
(5) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,000	1,001	1
その他有価証券	7,812	7,812	—
(6) 支払手形	(638)	(638)	—
(7) 電子記録債務	(2,137)	(2,137)	—
(8) 買掛金	(27,752)	(27,752)	—
(9) 未払金	(2,821)	(2,821)	—

※負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金及び(4) 有価証券
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
 - (5) 投資有価証券
これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。
 - (6) 支払手形、(7) 電子記録債務、(8) 買掛金及び(9) 未払金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
2. 非上場株式（貸借対照表計上額35百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の時価に関する情報

貸借対照表計上額	時価
百万円	百万円
4,587	8,255

(注) 当事業年度末の時価は、鑑定評価額及び固定資産税評価額に基づき算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 921円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 110円03銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2019年4月23日開催の取締役会において、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

機動的な資本政策の遂行のため、自己株式の取得を行うものです。

2. 取得対象株式の種類

当社普通株式

3. 取得する株式の総数

115万株(上限)

4. 取得価額の総額

10億円(上限)

5. 取得期間

2019年4月24日から2019年12月31日まで

6. 取得方法

市場買付

(金額の表示)

金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

東京製鐵株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 浅野 俊治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 好久 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京製鐵株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの、第105期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会が監査の方針、監査計画等を定めた上で、各監査等委員が分担して、必要な調査を行い、その結果を監査等委員会で報告及び協議するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることで、監査を実施いたしました。

各監査等委員は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

なお、監査等委員 野元三夏及び松村龍彦は社外取締役であります。また、監査等委員 川本博己は常勤の監査等委員であります。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

東京製鐵株式会社 監査等委員会

監査等委員 野 元 三 夏 ㊟
監査等委員 松 村 龍 彦 ㊟
監査等委員 川 本 博 己 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社の属する普通鋼電炉業界の大きな特色は、装置産業であることと市況産業であることであります。業界のなかで最新の生産技術を保持し、高い生産性と競争力とを継続的に保ち、成長を続けていくためには、一定の期間において、設備の更新を慎重かつ大胆に実行していく必要があります。市況産業であるため業績が景気変動に大きく左右されやすいなかで、投資を自己の判断で的確なタイミングで行っていくためには、内部留保は極めて重要であり、また、株主の利益を長期的に確保することにもなると考えております。従って、当社は、利益配分の基本方針としては、一定の株主還元を保つという考え方を採るのではなく、総還元性向は業績に応じて決定することを原則といたします。

これまで当社は、鉄スクラップの高度利用を推進するなかで、積極的に設備投資を実行して、製品の高付加価値化・多様化と生産性・品質の向上に努めてまいりましたが、これらの投資は、激しい競争に打ち勝ちながら、さらに強固な経営基盤を確立していくために必要な投資であり、今後とも、ますます多様化する需要家のニーズに応えられる設備の新設のための投資を、的確かつ機動的に実行できるよう、引き続き、内部留保の一層の充実に努めてまいります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおり、1株につき金7円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金7円 総額956,195,408円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、現行の取締役会を、迅速な意思決定と監督機能に重点をおいた体制へと整備するとともに、業務執行の迅速性及び機動性の向上を目的として執行役員制度を導入いたします。これに伴い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数を現在の8名以内から2名減員し、6名以内といたしたく、定款の一部変更をお願いするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第5章 取締役並びに取締役会及び監査等委員会 第1節 取締役 （取締役の員数） 第16条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>8</u> 名以内とする。 （附則） 第1条 変更後の定款の規定は、 <u>2015年6月25日</u> 定時株主総会終結の時から効力を生ずる。	第5章 取締役並びに取締役会及び監査等委員会 第1節 取締役 （取締役の員数） 第16条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>6</u> 名以内とする。 （附則） 第1条 変更後の定款の規定は、 <u>2019年6月26日</u> 定時株主総会終結の時から効力を生ずる。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員であるものを除く。）8名全員が任期満了となります。

コーポレート・ガバナンス強化の観点から、執行役員制度を導入するとともに、取締役会を迅速な意思決定と監督機能に重点をおいた体制へと整備するため、取締役（監査等委員であるものを除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	にしもととし かず 西本利一 (1960年5月28日生)	1984年4月 当社入社 1998年4月 岡山工場製鋼部長代理 1999年10月 岡山工場製鋼部長兼圧延部長 2001年6月 岡山工場圧延部長 2004年11月 高松工場長 2006年6月 代表取締役社長（現任）	37,900株
西本利一氏は、2006年から現在に至るまで代表取締役を務め、当社社業の発展に寄与してまいりました。生産部門における経験を通じ、経営トップとして、当社の将来を担う設備投資を推し進めるとともに、製造技術及び品質の向上にも尽力し、リサイクル鋼材の用途拡大に取り組んでまいりました。また、変動する市場動向に迅速かつ柔軟に対処するにあたり、優れたリーダーシップを発揮し、当社の収益の拡大に貢献してまいりました。このような長年にわたる経営者としての経験を通じて、当社の持続的な企業価値の向上に資することが期待されることから、引き続き取締役候補者としております。			
2	いまむら きよ し 今村清志 (1957年6月28日生)	1981年4月 当社入社 1992年4月 九州工場総務部長代理 1994年4月 大阪支社広島営業所長 1996年4月 鋼板部長 1999年4月 購買部長 2001年4月 名古屋支社長 2004年6月 大阪支社長 2006年6月 取締役大阪支社長 2009年4月 取締役購買部長 2011年6月 取締役総務部長 2011年10月 取締役営業本部長 2012年6月 常務取締役営業本部長（現任）	23,300株
今村清志氏は、長年にわたって営業業務に携わり、国内外の鉄鋼市場の動向や、需要家のニーズ等について、高い見識をもって職務を遂行しております。また営業部門のほか、購買・総務部門や工場勤務の経験を通じて、企業経営に係る幅広い見識を有しており、取締役として当社の持続的な企業価値の向上に資することが期待されることから、引き続き取締役候補者としております。			
3	な ら のぶ あき 奈良暢明 (1970年8月6日生)	1993年4月 当社入社 2011年6月 総務部長代理 2012年4月 総務部長 2012年6月 取締役総務部長（現任）	25,000株
奈良暢明氏は、当社の総務部門における経験を通じ、高い見識をもって職務を遂行しております。取締役としての経営経験を通じて、当社の持続的な企業価値の向上に資することが期待されることから、引き続き取締役候補者としております。			

(注) 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役3名全員が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	あ だち とし お 足 立 俊 雄 (1961年4月3日生)	1984年4月 当社入社 2003年4月 宇都宮工場生産部長代理 2005年4月 宇都宮工場生産部長 2006年6月 宇都宮工場長 2009年6月 取締役岡山工場長 2011年6月 取締役田原工場長 2015年6月 常務取締役田原工場長(現任)	18,400株
候補者足立俊雄氏は、当社3工場の工場長を歴任するなど生産部門における豊富な業務実績を通じて、企業経営に係る深い識見を有しており、監査を適切に遂行することが期待されることから監査等委員である取締役の候補者としております。			
2	まつ むら たつ ひこ 松 村 龍 彦 (1962年3月7日生)	1990年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2003年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	9,400株
松村龍彦氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適正に遂行することができるものと判断しております。			
3	の もと み なつ 野 元 三 夏 通称弁護士名 原澤三夏 (1969年7月11日生)	1995年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 2006年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(監査等委員)(現任) 2017年4月 スバル興業株式会社 監査等委員である社外取締役(現任)	3,800株
野元三夏氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士として法令についての高度な能力・識見に基づき客観的な立場から監査を行うことができ、また人格的にも優れているためであります。同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適正に遂行することができるものと判断しております。			

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者松村龍彦氏及び野元三夏氏は、監査等委員である社外取締役候補者であり、その就任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ4年となります。
3. 松村龍彦氏及び野元三夏氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ており、原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
かん だ ふみ ひろ 神 田 文 浩 (1973年9月26日生)	2005年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）	0株

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神田文浩氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 神田文浩氏は、弁護士として法令についての高度な能力・識見を有することに加えて、人格的にも優れているため、補欠の監査等委員である取締役の候補者とするものであります。なお、神田氏は会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、補欠の監査等委員である取締役に就任した場合、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
4. 神田文浩氏が、監査等委員である取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等の額は、2015年6月25日開催の第101回定時株主総会において、月額1,600万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしたく存じます。

つきましては、上記の報酬枠の定めを月額から年額に改め、現行の月額報酬上限額の年間総額と同額である年額1億9,200万円（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）に改定するとともに、当該報酬枠の範囲内で、当社の取締役に對し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき譲渡制限付株式の付与対象となる当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的をふまえ相当と考えられる金額として、年額1,920万円以内といたします。また、上記の各報酬枠内における各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年8万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他株式数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 対象取締役は、20年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株

式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）

当社は、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式を報酬として付与する予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図



会 場 ホテルニューオータニ ガーデントワー 鳳凰東中の間
東京都千代田区紀尾井町4番1号

最寄下車駅 東京メトロ半蔵門線 南北線・永田町駅(7番出口)下車 徒歩3分
東京メトロ丸ノ内線 銀座線・赤坂見附駅(D出口)下車 徒歩3分
東京メトロ有楽町線・永田町駅(5番出口)下車 徒歩6分
JR・四ツ谷駅(麴町口)下車 徒歩8分